

国への緊急要請（抜粋）

全 国 知 事 会
平 成 2 7 年 7 月

6 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに幼児から大学までの教育政策、年金などの社会保障制度、住宅政策から税制に至るまで、国は、国家的課題として、少子化対策の観点から抜本的な転換を図るべきである。

なお、理想の子どもの数と予定する子どもの数にかい離がある理由として、「子育てや教育にはお金がかかりすぎる」「これ以上育児の負担に耐えられない」ことなどがあり、そのため、思い切った子育て家庭の負担軽減など、国は以下の大胆な人口減少対策を実行していただきたい。

1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子どもの数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。

また、第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図るべきである。

なお、少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、新たな税制の仕組みについて幅広く検討すべきである。

2 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要な1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じるべきである。また、新制度の質の向上に向け、教育・保育施設の関係者や地方自治体の意見、今後の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、継続して改善方策等の検討を行うべきである。

3 地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

地域少子化対策強化交付金については、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう弾力的な運用を行うことが必要である。

4 不妊治療等に対する支援の充実

その他、子育て家庭等の負担軽減のため、以下の支援を行うべきである。

- ・ 一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入
- ・ 日本版ネウボラ(※)の全市町村展開に向けた財政措置の充実と運営支援
※妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する総合的なサービス

5 子どもの貧困対策の抜本強化（再掲）

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すべきである。

6 困難を抱える女性への支援

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職している。また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な労働環境などが背景にあると考えられる。そのため、以下のとおり女性の活躍に関する政策の強化を図るべきである。

- ・ 妊娠・出産や育児休業取得などを理由とする不利益取り扱いの禁止徹底、育児休暇後のキャリアアップ支援、子育て中の女性の再就職支援など、仕事と家庭の両立支援対策の推進
- ・ 企業に対するひとり親の雇用促進、ひとり親の正規雇用化の推進と自立支援、貧困世帯に対する子どもの学習支援、養育支援の拡充など、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

子どもの医療費助成に係る全国知事会の要望事項等

国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）（抜粋）

平成27年2月 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）

4. 今後、更に検討を進めるべき事項

高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする

平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（抜粋）

平成27年7月

○社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

重度心身障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化（抜粋）

平成27年7月 次世代育成支援対策プロジェクトチーム

○子どもの医療費助成制度の創設

国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う負担を軽減する支援制度の創設

特に、国民健康保険制度に係る子どもの医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止及び子どもの保険料負担の軽減

国への緊急要請（抜粋）

平成27年7月

○少子化対策の抜本強化

1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子ども数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。